

(93) 第4号

平成5年12月15日

口上書

在中華人民共和国日本国大使館は、中華人民共和国外交部に敬意を表するとともに、1993年12月15日付けの日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人への里帰り又は永住の問題に関する外交部発口上書(93)部領四字第165号の受領を確認し、日中間の日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人の日本への里帰り又は永住の問題に関する協議の記録は、右口上書の別添の文書に記されているとおりであって、この口上書の日付の日より実施されるべきである旨日本国政府に代わって確認する光栄を有する。

在中華人民共和国日本国大使館は、以上を申し進めるに際し、ここに重ねて中華人民共和国外交部に向かって敬意を表する。

日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人の
日本への里帰り又は永住の問題に関する協議の記録

日中両国政府は、日中友好及び人道主義に基づき、かつ、双方の関係法令の規定に従って、日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人の日本への里帰り及び永住の問題を解決することに関して、以下のとおり協議の記録に達した。

1 本協議の記録における日本国籍残留日本人及び中国国籍残留日本人の定義は各々次のとおりとする。

(1) 「日本国籍残留日本人」とは、現在日本国籍を有しているものであって 1945 年 9 月 2 日以前に中国に渡航し引き続き中国に居住しているもの、又は 1945 年 9 月 2 日の日に日本国籍を有していたものであって、同日以前に中国に渡航したものを両親として中国で出生し、引き続き中国に居住している者で現在日本国籍を有しているものをいう。

(2) 「中国国籍残留日本人」とは、1945 年 9 月 2 日の日に日本国籍を有していたが現在中国国籍を有しているものであって、1945 年 9 月 2 日以前に中国に渡航し引き続き中国に居住しているもの、又は、1945 年 9 月 2 日の日に日本国籍を有していたものであって、同日以前に中国に渡航したものを両親として中国で出生し、引き続き中国に居住しているもので現在中国国籍を有しているものをいう。

2 日本国籍残留日本人及び中国国籍残留日本人の日本への里帰りに関する手続きについて

(1) 日本の関係団体の招待による日本国籍残留日本人及び中国国籍残留日本人の集団里帰りの計画は、日本政府を通じて中国政府に提出され、中国政府の同意を得た後に実施される。

(2) 日本政府は、毎年 9 月末日までに、次の年の 1 月から 12 月に行われる関係団体による日本国籍残留日本人及び中国国籍残留日本人の集団里帰り計画を中国政府に通報する。

(3) 前記(2)の計画に入っていない集団里帰りの計画については、日本政府は実施の 3 ヶ月前までに中国政府に通報しその同意を得た後に実施する。

(4) 日本政府は、それぞれの集団里帰り団の詳細日程及び名簿を里帰り計画実施の 2 ヶ月前までに中国政府に通報する。

(5) 日本側は、里帰り招待状及び「帰国旅費国庫負担通知書」を里帰り参加することとされた日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人に対し郵送し、あわせて注意事項を連絡する。里帰りに参加する者は、現地公安機関に前記の招待状及び帰国旅費国庫負担通知書を提示し、出国手続を行う。

中国政府は、出入国関係法令に基づき、その国籍に応じ旅券又は外国人出入境証を発給する。

(6) 日本の親族の招待による日本国籍残留日本人及び中国国籍残留日本人の個人の里帰りの手続きは、従前のとおり双方の関係法令に従って実施する。

3 日本へ里帰りした日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人が、日本に永住することを希望する場合について

(1) 日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人が里帰り後、中国へ帰国することを望まず、日本に永住することを希望するに至った場合には、日本政府は、本人が家庭問題を解決するために、一旦中国に戻るよう必要な措置をとる。

(2) 日本国籍残留日本人又は中国国籍残留日本人が依然として中国に戻ることを望まない場合には、日本政府は、その中国在住の家族が家庭問題解決のため訪日することに同意し、訪日するための査証を発給し、往復旅費及び日本滞在中の生活費用の問題を責任をもって解決する。

(3) 前記(2)にいう中国在住の家族が訪日することを望まず、或いは訪日したものの家庭問題が解決しない場合には、日本政府は、問題を円満に解決するため、側面から協力する。

4 日本国籍残留日本人及び中国国籍残留日本人の日本への永住について

(1) 日本に永住することを希望するすべての日本国籍残留日本人について、日本政府は、その在日親族の有無にかかわらず受入る。中国政府の同意を得て中国を出国し、日本に永住することを希望するすべての中国国籍残留日本人について、日本政府は、出入国関係法令に基づいて、その在日親族の有無にかかわらず受入る。

(2) 家族の離別の問題の発生を避けるため、前期(1)により日本に永住する者にその

中国在住の家族（配偶者及び扶養する家族）が同伴して訪日し、日本に永住することを希望する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、そのために必要な措置を講じ、各種手続の便宜を図る。

日本政府は、日本国内において、これらの家族の法律上の正当な権利を保護し、日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る。

- (3) 前記(1)により日本に永住する者の実子であって前記(2)にいう扶養する家族でない者（以下「扶養しない実子」という。）及びその家族（配偶者及び扶養する子）が永住する目的で訪日する場合には、日本政府は、出入国関係法令に基づいてこれを受入れ、当該扶養しない実子及びその家族に査証を発給する際に便宜を図り、日本におけるその法律上の正当な権利を保護する。前記(1)により日本に永住する者をその者と同居するその扶養しない実子及びその家族が扶養する場合には、日本政府は、当該扶養しない実子及びその家族の日本での生活、就業、学習等の面における便宜を図る。
 - (4) 日本政府は、前記(1)により日本に永住する者又はその実子であって前記(2)若しくは(3)により日本に永住する者の配偶者が前記(2)又は(3)により永住する目的で訪日した後離婚し、当該配偶者から在留の申請があった場合は、来日した事情、婚姻同居していた期間、離婚後の日本での在留目的等を勘案し、その者の在留について個別かつ総合的に判断し適切に処理する。
- 5 中国政府は、里帰り又は永住のため訪日する日本国籍残留日本人及び中国国籍残留日本人に対し、出国手続の便宜を図る。
 - 6 日本政府及び中国政府は、本協議の記録の内容に関連して生ずる問題については、外交経路を通じて協議の上解決する。
 - 7 本協議の記録は、日本語及び中国語で作成された。